

「ほっとシティおおむたチャンネル」YouTube 実施要領

制定 平成28年5月23日
改訂 平成30年4月9日
改訂 令和2年7月29日
改訂 令和7年6月1日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市に関する情報発信をYouTubeを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

大牟田市（以下、「本市」という。）に関する情報を発信することにより、広く本市や本市のまちづくりに関心を寄せていただくことを目的とする。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

YouTube

第4 公式アカウント名

「ほっとシティおおむたチャンネル」

第5 運用方法

- (1) YouTube 公式アカウント（以下、「本アカウント」という。）の取得及び管理（ID 及びパスワードの変更含む。）は、大牟田市企画総務部広報課において行う。
- (2) 本アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市の魅力に関する情報や市民等に役立つ情報とする。
- (3) 本アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1による所属課等の長の決裁を必要とし、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行うものとする。
- (4) 本アカウントのID 及びパスワードの管理は、大牟田市プロモーション活動推進委員（副部長級職員）が行うものとし、関係課のプロモーション・リーダー（課長級職員）は、課内において秘匿性を保持しなければならない（ID 及びパスワードを開示できるのは更新又は削除を行う者のみとし、それ以外の者に利用させてはならない）。

第6 寄せられた意見等への対応

本アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

本アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。